

高松市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 4 7 号

高松市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高松市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 2 0 年高松市規則第 2 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険料の徴収に関する通知等） 第 3 条 略 （1） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「法」という。）第 1 1 0 条において準用する介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 3 5 条第 1 項本文の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収する場合における特別徴収対象被保険者に対する通知又は法第 1 0 7 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって保険料を徴収する場合における被保険者等に対する通知 後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通	（保険料の徴収に関する通知等） 第 3 条 次の各号に掲げる保険料の徴収に関する通知等は、当該各号に定める通知書等により行うものとする。 （1） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「法」という。）第 1 1 0 条において準用する介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 3 5 条第 1 項本文の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収する場合における特別徴収対象被保険者に対する通知又は法第 1 0 7 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって保険料を徴収する場合における被保険者等に対する通知 後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通

知書（後期高齢者医療保険料額決定通知書及び後期高齢者医療保険料納入通知書をいう。）（様式第1号）又は後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼納入通知書（後期高齢者医療保険料額変更決定通知書及び後期高齢者医療保険料納入通知書をいう。）

（様式第2号）

（2） 略

（3） 普通徴収に係る保険料の督促 後期高齢者医療保険料督促状
（様式第4号）

2・3 略

知書（様式第1号）又は後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼納入通知書（様式第2号）

（2） 略

（3） 普通徴収に係る保険料の督促 後期高齢者医療保険料督促状
（兼領収書）（様式第4号）

2・3 略

様式第1号（第3条関係）

(1枚目の表)

年 月 日

様

年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
性別		生年月日	
住所			
決定年月日		保険料額	
決定(変更)理由			

※保険料額は、香川県後期高齢者医療広域連合内においての保険料額です。このため香川県内で転居された方は原則として複数の市町村にお支払いいただくことになります。

保険料計算の内訳（算定方法は裏面をご覧ください）

区分	①保険料計算の もととなる所得	②所得税率	③所得割額 (①×②)	④均等割額	⑤算出額 (③+④)	⑥限度額を超える額
決定	医療分					
	子ども分					
	医療分					
	子ども分					

区分	⑦所得割 軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割 軽減額	⑨年間保険料額 (⑤-⑧-⑦-⑩)	月 数	⑩月割減額	⑪保険料額 ※⑤+④-⑧-⑩
決定	医療分						
	子ども分						
	医療分						
	子ども分						

※⑪の円未満は切り捨て

後期高齢者医療制度加入日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、加入月から2年を経過する月までの間、下の表に表示される金額が本年度分の保険料算定に含まれます。

区分	⑪均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割 軽減額	⑬年間保険料額 (⑪-⑫)	月 数	⑭月割減額
決定	医療分					
	子ども分					
	医療分					
	子ども分					

様式第1号（第3条関係）

(表)

年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書兼納入通知書

年 月 日

後期高齢者医療保険料の徴収方法を次のとおり決定したので通知します。

高松市長

通知書番号

年度（ 年度賦課分）

被保険者氏名	
被保険者番号	賦課管理番号
決定年月日	決定理由

後期高齢者医療保険の年間保険料	
①+②の合計額	円

徴収方法ごと 保険料額	①特別徴収分
	②普通徴収分

徴収方法ごと内訳（高松市決定）

①特別徴収分 年金からの天引き

徴収月	特別徴収額 (円)
仮徴収	4月
	6月
	8月
本徴収	10月
	12月
	2月
計	

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
対象年金額(円)	

②普通徴収分 納付書又は口座振替

次の各納付月の保険料を、それぞれの納期限までに高松市指定金融機関等で納めてください。

納付月(期別)	保険料額(円)	納期限
4月		
5月		
6月		
7月(第1期)		
8月(第2期)		
9月(第3期)		
10月(第4期)		
11月(第5期)		
12月(第6期)		
1月(第7期)		
2月(第8期)		
3月		
計		

口座情報

金融機関名

口座番号

口座名義人

(1枚目の裏)

1 賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により、後期高齢者医療の被保険者に賦課されたものです。

また、令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が始まりました。

この制度は全ての世代や企業の手帳から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。同制度の施行に伴い、従来の医療保険料分とともに、子ども・子育て支援納付金分（以下「子ども分」）も後期高齢者医療保険料に含ませて納付いただくこととなりますが、急激な負担増を避けるため、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げられます。

2 賦課期日

香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第16条の規定により、賦課期日後において被保険者の資格を取得した場合は、資格取得日の属する月から月割で賦課されます。賦課期日後において被保険者の資格を喪失した場合は、資格喪失日の属する月の前月まで月割で賦課されます。

3 算出方法

年間保険料＝医療分保険料＋子ども分保険料

【医療分保険料】

年間保険料＝所得割額＋均等割額 〔 万円を限度とする。〕

所得割額＝賦課のもととなる所得金額（※）× %

均等割額＝被保険者につき 円

【子ども分保険料】

年間保険料＝所得割額＋均等割額 〔 万円を限度とする。〕

所得割額＝賦課のもととなる所得金額（※）× %

均等割額＝被保険者につき 円

※賦課のもととなる所得金額＝ 年中の所得－43万円

4 経済弱者に対する軽減

経費判定所得金額（同一世帯の後期高齢者医療の被保険者及び世帯主の経費判定所得金額等の合計額）に応じて均等割額が軽減されます。

【医療分】

経費判定基準	均等割額	軽減割合
4.3万円+		
1.0万円×（年金・給与所得者－1）以下	円	7割
4.3万円+		
（3.1万円×世帯の被保険者数）＋		
1.0万円×（年金・給与所得者－1）以下	円	5割
4.3万円+		
（5.7万円×世帯の被保険者数）＋		
1.0万円×（年金・給与所得者－1）以下	円	2割

【子ども分】

経費判定基準	均等割額	軽減割合
4.3万円+		
1.0万円×（年金・給与所得者－1）以下	円	7割
4.3万円+		
（3.1万円×世帯の被保険者数）＋		
1.0万円×（年金・給与所得者－1）以下	円	5割
4.3万円+		
（5.7万円×世帯の被保険者数）＋		
1.0万円×（年金・給与所得者－1）以下	円	2割

5 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険（協会けんぽ、船員保険、国民健康保険、共済組合等の保険のことです。市町国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません。）の被扶養者であった方は、所得割がからず、資格取得後2年を経過するまでの間に限り、保険料額は次のとおりとなります。

均等割額…………… 円

ただし、延所得者に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の軽減が適用されます。

6 減免・徴収猶予について

災害その他特別の事情により保険料の納付が困難であり、香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に規定する減免・徴収猶予の申請をしようとする場合は、に相談してください。

7 納期限までに保険料を納めなかった場合

① 督促状発付 納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発付します。

② 延滞金 納期限までに完納しない場合は、保険料額に次の割合を乗じて得た金額の延滞金を納めていただきます。

③ 納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間

延滞金特例基準割合（※）に年1パーセントを加算した割合（年7.3パーセントを上限とします。）

④ 納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後の期間

延滞金特例基準割合（※）に年7.3パーセントを加算した割合（年14.6パーセントを上限とします。）

※「延滞金特例基準割合」とは、国内銀行の貸付約定平均金利の各年の前々年9月から前年8月までの間の平均として、各年の前年に財務大臣が告示した割合に1パーセントを加算した割合をいいます。

【増徴処理の方法】

・保険料額1,000円未満の増徴は、切り捨てます。

・保険料額が2,000円未満のときは、延滞金がかかります。

・計算した延滞金が1,000円未満の場合には、その金額を切り捨てます。

・計算した延滞金が1,000円以上の場合には、100円未満の増徴を切り捨てます。

⑤ 滞納処分 督促状を発した日から10日を経過するまでに保険料を納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。

(裏)

年度後期高齢者医療保険料について

特別徴収について

- 特別徴収対象年金が年額18万円以上の受給者で、介護保険料と保険料額の合計額が年金額の2分の1を超えない方が対象となります。
- 年金の定期支給（年6回）の際に、保険料が天引きされます。
- 確定した保険料額から4月・6月・8月の徴収期間に納付された保険料額を差し引いた額を納めていただきます。
- 年度の途中で保険料額が減額になった場合又は資格喪失、年金支給停止等になった場合は、特別徴収を中止し、普通徴収の方法により納付していただく場合があります。
- 年度の途中で保険料額が増額となった場合は、特別徴収を継続しながら、増額分のみ普通徴収の方法により納付していただきます。
- 年4月、6月及び8月の保険料額については、年2月分の特別徴収額と同額で仮徴収させていただきます。（特別徴収継続者の方には、改めて通知はいたしませんので、御了承ください。）

普通徴収について

- 特別徴収の条件に該当しない方が対象となります。
- 納付書により金融機関で納めていただくか、口座振替により納めていただきます。
- 年度の途中で75歳になった方や転入した方は、しばらくの間、普通徴収の方法により保険料を納付していただきます。

納期限までに保険料を納めなかった場合

- 督促状発付 納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発付します。
- 延滞金 納期限までに完納しない場合は、保険料額に次の割合を乗じて得た金額の延滞金を納めていただきます。
- 納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間 年 パーセント
- 納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後の期間 年 パーセント
- 滞納処分 督促状を発した日から10日を経過するまでに保険料を納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。

備考 この通知書は、後期高齢者医療保険料額の決定に関する香川県後期高齢者医療広域連合の通知書を兼ねるものとし、当該決定に関する事項が併せて記載されるものとする。

(2枚目の表)

年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書

高松市長

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

あなた様の納付方法は下記のとおりです。

納付方法		決定(変更) 理由	
特別徴収 義務者			
特別徴収 対象年金		徴収決定年月日	
特別徴収 年金給付額		自自治体に納付する 保険料額	
普通徴収分 口座情報			

【期別保険料額】

期別・月	決定				納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月					
5月					
6月					
1期 7月					
2期 8月					
3期 9月					
4期 10月					
5期 11月					
6期 12月					
7期 1月					
8期 2月					
3月					
合計額					

(2枚目の表)

8 審査請求及び処分の取消しの訴え

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、香川県後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができます。審査請求ができる期間は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。

この通知書による処分の取消しを求める訴え（以下「処分の取消しの訴え」といいます。）を、香川県後期高齢者医療広域連合を被告（香川県後期高齢者医療広域連合長が被告の代表者となります。）として提起することができます。処分の取消しの訴えを提起できる期間は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内です。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、以下の場合は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、審査請求又は処分の取消しの訴えの提起を理由として、徴収の猶予はしません。

9 特別徴収（年金からの天引き）について

- (1) 特別徴収対象年金が年額18万円以上の受給者で、介護保険料と保険料額の合計額が年金額の2分の1を超えない方が対象となります。
- (2) 年金の定期支給（年6回）の際に、保険料が天引きされます。
- (3) 確定した保険料額から4月・6月・8月の徴収期間に納付された保険料額を差し引いた額を納めていただきます。
- (4) 年度の途中で保険料額が減額になった場合又は資格喪失、年金支給停止等になった場合は、特別徴収を中止し、普通徴収の方法により納付していただく場合があります。
- (5) 年度の途中で保険料額が増額になった場合は、特別徴収を継続しながら、増額分のみ普通徴収の方法により納付していただきます。
- (6) 年4月、6月及び8月の保険料額については、年2月分の特別徴収額と同額で仮徴収させていただきます。（特別徴収継続者の方には、改めて通知はいたしませんので、御了承ください。）

10 普通徴収（納付書又は口座振替）について

- (1) 特別徴収の条件に該当しない方が対象となります。
- (2) 納付書により金融機関で納めていただくか、口座振替により納めていただきます。
- (3) 年度の途中で75歳になった方や転入した方は、しばらくの間、普通徴収の方法により保険料を納付していただきます。

11 子ども・子育て支援金制度について

(1) 子ども・子育て支援金の用途

支援金は以下の6つの子育て支援の取組に充てられます。

- ①児童手当の拡充
- ②妊婦のための支援給付
- ③こども誰でも通園制度
- ④出生後休業支援給付
- ⑤育児時短就業給付
- ⑥育児期間中の国民年金保険料免除

なお、支援金の使い道は法律（子ども・子育て支援法）で定められており、これらの目的以外で使用されることはありません。

(2) 高齢者も対象になる理由

子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来大人になり、この社会を支える担い手となるため、子育て支援は全ての方にとってメリットがあります。

そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様から拠出いただくこととしております。

(3) 医療保険料から徴収する理由

子ども・子育て支援金制度は社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連帯の仕組みです。同じく分かち合い・連帯の仕組みである社会保険制度の中でも、全世帯が加入しておりカバー範囲が最も広いこと、既に出産育児一時金などの出産に関連する給付が行われていることや、40歳以上65歳未満の介護保険料を医療保険料として徴収していることから、本支援金についても医療保険の徴収ルートを使うこととしています。

様式第2号（第3条関係）

（1枚目の表）

年 月 日

様

年度 後期高齢者医療保険料額 変更決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
性別		生年月日	
住所			
決定年月日		保険料額	
決定（変更）理由			

※保険料額は、香川県後期高齢者医療広域連合内における保険料額です。このため香川県内で転居された方は原則として複数の市町村にお支払いいただくことになります。

保険料計算の内訳（算定方法は裏面をご覧ください）

区分	①保険料計算の もととなる所得	②所得割率	③所得割額 （①×②）	④均等割額	⑤算出額 （③+④）	⑥限度額を超える額
変更後	医療分					
	子ども分					
変更前	医療分					
	子ども分					

区分	⑦所得割 軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割 軽減額	⑨年間保険料額 （⑤-⑧-⑦-⑩）	月 数	⑩月割減額	⑪保険料額 ※（⑤+③-⑩-⑪）	※100円未満の 端を切り捨て
変更後	医療分							
	子ども分							
変更前	医療分							
	子ども分							

後期高齢者医療制度加入日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、加入月から2年を経過する月までの間、下の表に表示される金額が本年度分の保険料算定に含まれます。

区分	⑫均等割額	均等割軽減割合	⑬均等割 軽減額	⑭年間保険料額 （⑪-⑬）	月 数	⑮月割減額
変更後	医療分					
	子ども分					
変更前	医療分					
	子ども分					

様式第2号（第3条関係）

（表）

年度後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼納入通知書

年 月 日

後期高齢者医療保険料の徴収方法を
次のとおり変更したので通知します。

高松市長

通知書番号

年度（ 年度賦課分）

被保険者氏名	
被保険者番号	賦課管理番号
決定年月日	決定理由

①+②の 合計額	円
変更前保険料	
差引増減	

2 徴収方法ごと内訳（高松市決定）

① 特別徴収分 年金からの天引き

徴収月		特別徴収額(円)	
		変更前	変更後
仮徴収	4月		
	6月		
	8月		
本徴収	10月		
	12月		
	2月		
計			

特別徴収義務者
特別徴収対象年金
対象年金額（円）

② 普通徴収分 納付書又は口座振替 次各納付月の保険料を、それぞれの納期限までに高松市指定金融機関等で納めてください。

納付月(期別)	保険料額(円)		納期限
	変更前	変更後	
4月			
5月			
6月			
7月(第1期)			
8月(第2期)			
9月(第3期)			
10月(第4期)			
11月(第5期)			
12月(第6期)			
1月(第7期)			
2月(第8期)			
3月			
計			

口座情報
金融機関名
口座番号
口座名義人

(1枚目の裏)

1 保険料の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により、後期高齢者医療の被保険者に賦課されたものです。

また、令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が始まりました。この制度は全ての世代や企業の負担から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。同制度の施行に伴い、従来の医療保険料分とともに、子ども・子育て支援給付金分（以下「子ども分」）も後期高齢者医療保険料に含わせて納付いただくこととなりますが、急激な負担増を避けるため、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げられます。

2 賦課期日

香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第16条の規定により、賦課期日後において被保険者の資格を取得した場合は、資格取得日の属する月から月割で賦課されます。賦課期日後において被保険者の資格を喪失した場合は、資格喪失日の属する月の前月まで月割で賦課されます。

3 算出方法

年間保険料＝医療分保険料＋子ども分保険料

【医療分保険料】

年間保険料＝所得割額＋均等割額 〔 万円を限度とする。〕

所得割額＝課税のもととなる所得金額（※）× 〔 % 〕

均等割額＝被保険者につき 円

【子ども分保険料】

年間保険料＝所得割額＋均等割額 〔 万円を限度とする。〕

所得割額＝課税のもととなる所得金額（※）× 〔 % 〕

均等割額＝被保険者につき 円

※課税のもととなる所得金額＝ 年中の所得－43万円

4 低所得者に対する軽減

軽減認定所得金額（同一世帯の後期高齢者医療の被保険者及び世帯主の税所得金額等の合計額）に応じて均等割額分が軽減されます。

【医療分】

納付決定基準	均等割額	軽減割割合
43万円+		
10万円×（年金・給与所得額－1）以下	円	7割
43万円+		
（31万円×世帯の被保険者数）＋ 10万円×（年金・給与所得額－1）以下	円	5割
43万円+		
（57万円×世帯の被保険者数）＋ 10万円×（年金・給与所得額－1）以下	円	2割

【子ども分】

納付決定基準	均等割額	軽減割割合
43万円+		
10万円×（年金・給与所得額－1）以下	円	7割
43万円+		
（31万円×世帯の被保険者数）＋ 10万円×（年金・給与所得額－1）以下	円	5割
43万円+		
（57万円×世帯の被保険者数）＋ 10万円×（年金・給与所得額－1）以下	円	2割

5 納付者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険（協会けんぽ、船員保険、国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません。）、被扶養者であった方は、所得割がからず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、保険料額は次のとおりとなります。

均等割額…………… 円

ただし、低所得者に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の軽減が適用されます。

6 減免・徴収猶予について

災害その他特別の事情により保険料の納付が困難であり、香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に規定する減免・徴収猶予の申請をしようとする場合は、
に相談してください。

7 納期限までに保険料を納めなかった場合

(1) 督促状発付 納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発付します。

(2) 延滞金 納期限までに完納しない場合は、保険料額に次の割合を乗じて得た金額の延滞金を納めていただきます。

①納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間

延滞金特例基準割合（※）に年1パーセントを加算した割合（年7.3パーセントを上回ります。）

②納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後の期間

延滞金特例基準割合（※）に年7.3パーセントを加算した割合（年14.6パーセントを上回ります。）

※「延滞金特例基準割合」とは、国内銀行の貸付約定平均金利の各年の前々年9月から前年8月までの間の平均として、各年の前年に財務大臣が告示した割合に1パーセントを加算した割合をいいます。

【補給制度の方法】

・保険料額の1,000円未満の端数は、切り捨てます。

・保険料額が2,000円未満のときは、延滞金がかかりません。

・計算した延滞金が1,000円未満の場合には、その金額を切り捨てます。

・計算した延滞金が1,000円以上の場合には、100円未満の端数を切り捨てます。

(3) 滞納処分 督促状を発送した日から10日を経過するまでに保険料を納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。

(裏)

年度後期高齢者医療保険料について

特別徴収について

(1) 特別徴収対象年金が年額18万円以上の受給者で、介護保険料と保険料額の合計額が年金額の2分の1を超えない方が対象となります。

(2) 年金の定期支給（年6回）の際に、保険料が天引きされます。

(3) 確定した保険料額から4月・6月・8月の仮徴収期間に納付された保険料額を差し引いた額を納めていただきます。

(4) 年度の途中で保険料額が減額になった場合又は資格喪失、年金支給停止等になった場合は、特別徴収を中止し、普通徴収の方法により納付していただく場合があります。

(5) 年度の途中で保険料額が増額となった場合は、特別徴収を継続しながら、増額分のみ普通徴収の方法により納付していただきます。

(6) 年4月、6月及び8月の保険料額については、年2月分の特別徴収額と同額で仮徴収させていただきます。（特別徴収継続者の方には、改めて通知はいたしませんので、御了承ください。）

普通徴収について

(1) 特別徴収の条件に該当しない方が対象となります。

(2) 納付書により金融機関で納めていただくか、口座振替により納めていただきます。

(3) 年度の途中で75歳になった方や転入した方は、しばらくの間、普通徴収の方法により保険料を納付していただきます。

納期限までに保険料を納めなかった場合

(1) 督促状発付 納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発付します。

(2) 延滞金 納期限までに完納しない場合は、保険料額に次の割合を乗じて得た金額の延滞金を納めていただきます。

①納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間

年 パーセント

②納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後の期間 年 パーセント

(3) 滞納処分 督促状を発送した日から10日を経過するまでに保険料を納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。

備考 この通知書は、後期高齢者医療保険料額の決定に関する香川県後期高齢者医療広域連合の通知書を兼ねるものとし、当該決定に関する事項が併せて記載されるものとする。

(2枚目の表)

年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書

高松市長

年度分の後期高齢者医療保険料額について次のとおり徴収額を変更しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

あなたの納付方法は下記のとおりです。

納付方法		決定(変更) 理由	
特別徴収 義務者			
特別徴収 対象年金		徴収決定年月日	
特別徴収 年金給付額		自治体に納付する 保険料額	
普通徴収分 口座情報			

【期別保険料額】

期別・月	変更後		変更前		納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月					
5月					
6月					
1期 7月					
2期 8月					
3期 9月					
4期 10月					
5期 11月					
6期 12月					
7期 1月					
8期 2月					
3月					
合計額					

(2枚目の表)

8 審査請求及び処分の取消しの訴え

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、香川県後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができます。審査請求ができる期間は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。

この通知書による処分の取消しを求める訴え（以下「処分の取消しの訴え」といいます。）を、香川県後期高齢者医療広域連合を被告（香川県後期高齢者医療広域連合長が被告の代表者となります。）として提起することができます。処分の取消しの訴えを提起できる期間は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内です。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、以下の場合は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、審査請求又は処分の取消しの訴えの提起を理由として、徴収の猶予はしません。

9 特別徴収（年金からの天引き）について

- (1) 特別徴収対象年金が月額18万円以上の受給者で、介護保険料と保険料額の合計額が年金額の2分の1を超えない方が対象となります。
- (2) 年金の定期支給（年6回）の際に、保険料が天引きされます。
- (3) 確定した保険料額から4月・6月・8月の仮徴収期間に納付された保険料額を差し引いた額を納めていただきます。
- (4) 年度の途中で保険料額が減額になった場合又は資格喪失、年金支給停止等になった場合は、特別徴収を中止し、普通徴収の方法により納付していただく場合があります。
- (5) 年度の途中で保険料額が増額になった場合は、特別徴収を継続しながら、増額分のみ普通徴収の方法により納付していただきます。
- (6) 年4月、6月及び8月の保険料額については、年2月分の特別徴収額と同額で仮徴収させていただきます。（特別徴収継続者の方には、改めて通知はいたしませんので、御了承ください。）

10 普通徴収（納付書又は口座振替）について

- (1) 特別徴収の条件に該当しない方が対象となります。
- (2) 納付書により金融機関で納めていただくか、口座振替により納めていただきます。
- (3) 年度の途中で75歳になった方や転入した方は、しばらくの間、普通徴収の方法により保険料を納付していただきます。

11 子ども・子育て支援金制度について

(1) 子ども・子育て支援金の用途

支援金は以下の6つの子育て支援の取組に充てられます。

- ①児童手当の拡充
- ②妊婦のための支援給付
- ③こども誰でも通園制度
- ④出生後休業支援給付
- ⑤育児時短就業給付
- ⑥育児期間中の国民年金保険料免除

なお、支援金の使い道は法律（子ども・子育て支援法）で定められており、これらの目的以外で使用されることはありません。

(2) 高齢者も対象になる理由

子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来大人になり、この社会を支える担い手となるため、子育て支援は全ての方にとってメリットがあります。そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の間から関出いただくこととしております。

(3) 医療保険料から徴収する理由

子ども・子育て支援金制度は社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連帯の仕組みです。同じく分かち合い・連帯の仕組みである社会保険制度の中でも、全世帯が加入しておりカバー範囲が最も広いこと、既に出産育児一時金などの出産に関連する給付が行われていることや、40歳以上65歳未満の介護保険料を医療保険料として徴収していることから、本支援金についても医療保険の徴収ルートを使うこととしています。

様式第4号（第3条関係）

督促状

以下の金額が納期限を過ぎて未納となっておりますので、至急納めてください。
既に納付済の場合は行き違いですので、ご容赦ください。

高松市長

保 險 料 額						円	延 滞 金	円	督促手数料	円
備 考										
通 知 書 番 号										

1 ご注意

- (1) 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、滞納処分を受けることになります。
※「滞納処分」とは、地方団体の徴収金等が滞納となった場合に、滞納者の財産を差し押さえ、これを換価し、その換価代金をもって滞納保険料等に充当する一連の強制徴収手続をいいます。
- (2) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高齢者の医療の確保に関する法律第128条の規定により、香川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 督促状発付

納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発付します。

3 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料（1,000円未満の端数又はその全額が2,000円未満のときは切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額の延滞金を納めていただきます。

ただし、計算した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を切り捨て、延滞金が1,000円以上の場合には、100円未満の端数を切り捨てます。

納付場所

- 高松市指定金融機関
- 高松市指定代理金融機関
- 高松市収納代理金融機関
- 四国4県内のゆうちょ銀行・郵便局
- 全国のコンビニエンスストア
- スマートフォンアプリ
- 高松市役所 課、各総合センター・支所

様式第5号を次のように改める。
様式第5号（第3条関係）

(表)

公高松市納付書（納入済通知書）

加入者名	高松市会計管理者	口座記号番号		合計金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
納期限	通知書番号	年度		期別	備考	

保険料額	円	延滞金	円	領収日付印
督促手数料	円	合計金額	円	
コンビニ等収納用				(ご注意) バーコードがないもの、あっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。
納付者氏名				帳票

ATMでは御利用いただけません。取りまとめ店

高松市納付書（原符）公

加入者名	高松市会計管理者
口座記号番号	
保険料額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納付者氏名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	
備考	

領収日付印

(金融機関保管・コンビニ等店舗保管)

高松市領収証書公

下記のとおり領収しました。

加入者名	高松市会計管理者
口座記号番号	
保険料額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納付者氏名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	
備考	

領収日付印

(納付者保管・収入印紙不要)

(裏)

納 付 場 所

○高松市指定金融機関

○全国のコンビニエンスストア

○高松市指定代理金融機関

○スマートフォンアプリ

○高松市収納代理金融機関

○高松市役所 課、各総合センター・支所

○四国4県内のゆうちょ

銀行・郵便局

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前

様式第6号（第3条関係）

後期高齢者医療保険料過誤納金充当還付通知書

年 月 日

高松市長

納付義務者 氏名								
還付先番号	還付先名	通振納額合計	+	還付算入金	-	実当額合計	=	還付額
		円		円		円		円

過誤納の 詳細	科 目	後期高齢者医療保険料			平準・返金番号		備考			
	期 別	納付すべき額（円）			納入済額（円）			過剰納額（円）		
		保険料	優待手数料	延滞金	保険料	優待手数料	延滞金	保険料	優待手数料	延滞金
合 計										

年度 当分の氏名	通知書番号	期別	備考	支払額（円）		支払後の未納額（円）	
				保険料	保険金 費戻金支払	保険料	保険金 費戻金支払
当 分 先 の 詳 細							
合 計							

※充当先の科目は略称で表記しています。
後期：後期高齢者医療保険料

振 込 先 口 座		
	金融機関名：	
	口座種別：	口座番号：
	口座名義人：	

〔課付加算金〕課付加算金とは、納め過ぎとなった、100円以上の保険料（期別ごとの本料又は延滞金）をお返しする場合に、納め過ぎとなった期間に応じて、法律の定める金額をお支払いするものです。

【補給効果】 通知書を受け取った日から2年を経過した場合には、請求ができなくなりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】 この内容に関するお問い合わせは、この内容があったことと知った日の翌日から起算して3か月以内に、高齢者の医療の確保に關する法律の規定により、香川県立医療事業団長に事業請求することとなります。この内容の取り消しを求めるときは、前記の事業請求に対する異議があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高齢者に対する救済（高齢者が高齢者の代表者となります。）として提起することとなります。なお、毎分の取消しの可能性は、前記の事業請求に対する異議を提出した後に限り認められることとされていることとさせていただきます。①事業請求があった日から3か月を超過しても異議がないとき、②毎分の執行又は継続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その換算を拒否することによる正当な理由があるときは、異議を起さないでも毎分の取消しの訴えを提起することができます。

【お問い合わせ先】

様式第6号（第3条関係）

後期高齢者医療保険料過誤納金充当還付通知書

様

あなたが納付した保険料のうち、納め過ぎになった保険料について、次のとおり充当・還付しますので、通知します。

年 月 日

高松市長

過誤納金額	円	-	充当金額	円	=	還付金額	円
-------	---	---	------	---	---	------	---

過誤納金の明細

氏名 住所						
調定年度	該当年度	科 目	通知書番号	理 由		
期 別	納 付 額	保険料額	過 額 納 金 額	過 額 納 金 額 督促手数料	過 額 納 延 滞 金	納 付 日
加 算 金						過 額 納 金 額
合 計						円

充当の明細

通知書番号		通知書番号		通知書番号		通知書番号		
認定年度 該当年度 期別		認定年度 該当年度 期別		認定年度 該当年度 期別		認定年度 該当年度 期別		
保険料額	償還手数料 延滞金	保険料額	償還手数料 延滞金	保険料額	償還手数料 延滞金	保険料額	償還手数料 延滞金	充当金額
								円

お問い合わせ先

教示 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内により、高松市の医療の確保に関する法律第128条の規定により、高松市、高松市医師会、高松市医師会審査会に対して審査請求をすることができ、審査請求を求めるとする訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことと同日の翌日から起算して6か月以内に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができ、なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととし、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。